

## 社会福祉法人香川県社会福祉協議会 会員規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項の規定に基づき、会員に関する事項について定めるものとする。

### (会員)

第2条 会員は正会員と賛助会員とする。

2 次の各号に掲げるものを正会員とする。

- (1) 市町社会福祉協議会
- (2) 公私社会福祉事業施設、団体
- (3) 民生委員・児童委員協議会、保護司会連合会
- (4) 社会福祉に関係ある団体
- (5) 社会福祉関係公務員、学識経験者及び社会福祉事業に理解を有する者

3 賛助会員は本会の趣旨目的に賛同して所定の会費を拠出するものをいう。

### (会員の権利)

第3条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 各種広報紙などを通じて、福祉に関する情報を得ること。
- (2) 本会が取り組むべき施策を提案し、及び委員会等の諸活動に参加する機会を得ること。
- (3) 本会が主催する研修等に参加する機会を得ること。
- (4) 活動支援を得ること。

### (会員の義務)

第4条 会員は、第7条に規定する会費を納期までに納め、本会が掲げる地域福祉の理念の実現に向けて共に活動する義務を有する。

### (入会)

第5条 入会しようとするときは、別紙の入会申込書を提出するものである。

### (退会及び除名手続き)

第6条 退会しようとするときは、書面で本会に申し出るものとする。

2 次の各号に該当したときは、退会したものと取り扱う。

- (1) 会員である第2条第2項第2号及び第4号に掲げるものが、解散又は廃止したとき。
- (2) 会員である第2条第2項第5号及び第3項に掲げる個人が死亡したとき、並びに団体等が解散又は廃止したとき。

3 会員が本会の名誉又は信用を傷つけたときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

### (会費)

第7条 会費は、別表の基準により算出した額とする。

### (納期)

第8条 前条の会費は、4月1日に会員である者にあつては毎年7月末日とし、新たに会員となるものにあつては本会からの請求後1か月経過した日とする。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

会 費 の 額 (年額)

1 市町社会福祉協議会

(1) 均等割

区 分	人 口	金 額
市	150,000人以上	250,000円
	100,000人以上～150,000人未満	190,000
	75,000人以上～100,000人未満	130,000
	50,000人以上～75,000人未満	90,000
	50,000人未満	70,000
町	20,000人以上	50,000
	15,000人以上～20,000人未満	45,000
	10,000人以上～15,000人未満	40,000
	10,000人未満	35,000

(2) 世帯割

1世帯 6円

(千円未満の端数が生じたときは、千円単位に繰り上げる。)

2 社会福祉施設、団体(表1 社会福祉施設区分)

(1) 通所施設

毎年4月1日現在定員

60人未満	2,700円
60人以上 100人未満	3,300円
100人以上 150人未満	4,000円
150人以上	5,000円

(2) 入所施設

毎年4月1日現在定員

50人未満	6,000円
50人以上 80人未満	9,000円
80人以上	13,000円

(3) その他

4,500円

3 社会福祉に関係ある団体

7,500円

4 賛助会員

1口につき 5,000円

5 個人会員

1口につき 1,000円

表1 社会福祉施設区分

区 分	施 設 種 別
通所施設	1 障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労継続支援、多機能型）、障害者グループホーム、 2 老人デイサービスセンター、生活支援ハウス、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護事業所 3 保育所、認定こども園、福祉型・医療型児童発達支援センター
入所施設	1 救護施設 2 障害者支援施設 3 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設 4 児童養護施設、児童自立支援施設、福祉型・医療型障害児入所施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設 5 有料老人ホーム、介護老人保健施設
その他	上記以外の施設